

## ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況

前 J I C A 長期派遣専門家・チーフアドバイザー<sup>1</sup>

(現さいたま地方検察庁検事)

横 幕 孝 介

### 第1 はじめに

ベトナムでは、2021年1月から、新たに、ベトナムにおける法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目的として、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」(以下「新プロジェクト」という。)が開始されている。新プロジェクトの骨格は、各カウンターパートにおける最優先課題を選定した上で(第一段階)、ワーキンググループ活動を通じてそれら課題の原因を分析し、これに対する解決策を検討、提案する(第二段階)ことを柱とするものである。当職は、新プロジェクトにおいて、立ち上げから第一段階に関与し、2022年3月末をもって任期満了を迎えたことから、本稿では、これを機に、改めて新プロジェクトの枠組みとこの間の活動の状況について概要を報告することとしたい。もとより、本稿における意見にわたる記載は、個人的な見解である。

### 第2 新プロジェクトの策定経緯

#### 1 課題

J I C A プロジェクトの策定は、通常、数度にわたる詳細計画策定調査のプロセスを経て行われる。新プロジェクトに関する同調査は、2019年1月、同年9月、2020年1月、同年5月の計4回にわたって実施されたが<sup>2</sup>、これらの調査において新プロジェクトの策定上の課題となったのは、大きく以下の2点であった。

一つ目は、1986年のドイモイ政策開始以降、ベトナム自身が着実に市場経済化への道を進め、経済的な発展を遂げるとともに、これと歩みを合わせるように、法整備分野の J I C A プロジェクトにおいても多くの成果が挙げられてきたことなどの背景を受け<sup>3</sup>、この間、ベトナム側からの日本側への要請が多様化、拡大化する傾向にあったことへの対応である。先方の要請の多様化、拡大化は、それ自体日本への期待の現れの大きさとして歓迎すべきことであるともいえるが、他方で、J I C A プロジェクトとして各種の活動を進める際には、日本側の投入を踏まえつつ、成果達成に

<sup>1</sup> ベトナム長期派遣専門家としての任期は、2019年12月25日～2022年3月31日。

<sup>2</sup> 調査団員は、各国の状況に応じて、J I C A 職員のほか、ICD 教官、大学教授らの関係者によって構成される。新プロジェクトの策定においては、いずれも、森島昭夫名古屋大学名誉教授を顧問とする調査団が結成、実施された。

<sup>3</sup> これまでのプロジェクトの成果の概要を簡潔にまとめたものとして、ICD NEWS 第87号「ベトナム支援について～概説記事～」(国際協力部教官(当時)河野龍三著)がある。詳細については、同記事で引用されている過去の ICD NEWS の記事を参照されたい。

向けたPDM (Project Design Matrix) の枠組みの下での制約を受けることは避けられない。実際、このような問題意識は、遅くとも、2018年1月に実施された前プロジェクトの中間評価における指摘において顕在化<sup>4</sup>、その後、前プロジェクトでは、同評価における提言等を受け、「目標・成果の明確化」、「活動領域の選択と集中」等の方針の下、当初のPDMを改訂するなどの対応が取られていた<sup>5</sup>。こうした流れを受けて、新プロジェクトでも、プロジェクトの成果達成に向けた効果的な運営という観点から、いかにプロジェクトで扱う活動を絞り込めるような枠組みとするかが一つの大きな課題となっていた。

二つ目は、この間、ベトナムにおける法整備支援のプロジェクトは、ベトナムの法・司法改革に関する基本的な方針に沿う形で進められてきたところ、新プロジェクト開始のタイミングが、この方針に関する節目と重なった点である。ベトナムにおける法・司法改革に関する方針は、2005年の党政治局第48号及び第49号決議において示されたが<sup>6</sup>、同各決議は、中期的な方針として2020年までをその対象期間としたため、当初から、2021年以降については、同各決議の総括結果を踏まえた上で、新たな法・司法改革の方針（以下「新方針」という。）が示されることが予想されていた。他方で、新方針については、2021年1月に開かれる第13回党大会やその後の国会での組閣を経て策定が開始されることになるため、案件策定段階はもちろん、新プロジェクト開始時点においても、新方針が具体的にどのような内容となるのかは必ずしも明らかにはならないことが想定された。そのため、それまでのプロジェクトとは異なり、新プロジェクトの枠組みを検討するに当たっては、おって策定されることになる新方針の内容に沿うことができるような設計とするとともに、新方針が策定されるまでのベトナム国内のプロセスに要する期間を考慮する必要があった。

## 2 策定調査

なお、詳細計画策定調査については、第1回から第3回までは調査団がベトナム現地に出張する形で行われたが、2020年3月に予定されていた第4回については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う規制強化の影響を受けて調査団の訪越が困難となり、同年5月に延期されるとともに、オンラインで実施されることとなった。同年4月には、複数の長期専門家が避難一時帰国を余儀なくされる事態も重なり、その後も、オンラインを活用しながら、前プロジェクトの活動と並行して、新プロジェクトに関する日本側関係者間及び日越関係者間での検討、協議が重ねられ、最終的に、同

<sup>4</sup> 前プロジェクトは、2015年4月～2020年12月をプロジェクト期間とし、司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)、ベトナム弁護士連合会(VBF)の5機関をカウンターパートとする「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト」であり、中間評価では、「プロジェクト活動が広範多岐にわたり、必ずしもプロジェクト目標との関連性が明確でない活動が行われ、プロジェクト全体の効果を低減させている」旨の指摘がなされるなどした。

<sup>5</sup> 詳細については、ICD NEWS第78号「プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の改訂」(JICA長期派遣専門家(当時)塚部貴子著)を参照されたい。

<sup>6</sup> 詳細については、ICD NEWS第28号「国際研究I ベトナムの統治機構、司法制度の概観」(ICD教官(当時)伊藤文規著)を参照されたい。

年10月9日、両国間で、新プロジェクトの Record of Discussions (R/D) が正式に締結された。

### 第3 新プロジェクトの枠組み

#### 1 目標及び成果

前記の課題等を踏まえて策定されたのが新プロジェクトである。期間は、2021年1月～2025年12月の5年間である。枠組みの詳細は、別添PDMを参照していただきたいが、その概要は、以下のとおりである<sup>7</sup>。

○上位目標：法・司法改革が促進され、国家の国際競争力が強化される。

○目標：法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

○成果1：党、国会、政府における新方針が策定されることを念頭に、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して、政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性を向上させる観点から、特定された優先課題に基づき選定された最優先課題の解決策を検討するワーキンググループが設置される。

○成果2：新方針の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して、政府による法規制の負担を軽減するとともに、法の執行における効率性を向上させる観点から、最優先課題に関する具体的な解決策が提案される。

前記のとおり、新プロジェクトの特徴は、各カウンターパートにおける最優先課題の絞り込み等を行う第一段階と、選定された最優先課題について解決策の提案を行う第二段階の二つの段階に分けられた点にあるが、その趣旨は、前記の課題を踏まえ、ベトナム側における2021年以降の新方針の策定に要する期間を一定程度考慮しつつ、プロジェクトで扱う活動については、新方針に沿うことなどの要件を満たす「最優先課題」に絞り込む枠組みとした点にある。また、第二段階では、各カウンターパートにおいて設立したワーキンググループが、共同討議の方式によって、これらの最優先課題に関する実態調査、課題の原因分析、解決策の検討、提案を行うことを想定しつつ、カウンターパート間にまたがる課題等、ワーキンググループのみでの解決が困難な課題に対しては、より上位の幹部への提案等を行う機会としてのプラットフォームとして、「ハイレベルフォーラム」の設置を可能とする枠組みとされた。

#### 2 カウンターパート及び日本側の体制

カウンターパートは、前プロジェクトにおける司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)、ベトナム弁護士連合会(VBF)に加え、新たに党中央内政委員会(CIAC)が加わった。CIACは、

<sup>7</sup> 2つの成果の指標の詳細については、おって調査団による調査等を経て決定される設計とされた。

党中央執行委員会における内政、汚職防止及び司法改革分野の主要な政策及び方針に関して助言を行う機関であり、ベトナムにおける2021年以降の新方針の策定を担う指導的な機関でもある。プロジェクトオフィスの体制としては、前プロジェクトでは、時期に応じて検察官出身、裁判官出身、弁護士出身、業務調整の各専門家からなる4～5名の体制であったが、新プロジェクトからは、検察官出身、弁護士出身、法務省出身、業務調整の4名体制となった。また、日本側の支援体制として、大学教授や実務家の先生方で構成されるアドバイザリーグループを設置し、現地プロジェクトオフィスを支援いただく体制が整えられた。

## 第4 新プロジェクトにおける活動状況等

### 1 ローンチングセレモニーの開催

新プロジェクト発足を記念して、2020年12月にローンチングセレモニーが開催された。同セレモニーは、ハノイと日本とをオンラインで結び、ベトナム側からロン司法大臣、ゴック次官ほか、各カウンターパートから次官級の方々が、日本側から、上川陽子法務大臣（当時）、山田滝雄駐ベトナム日本国駐箚大使、森脇昭夫名古屋大学名誉教授、中村俊之JICA理事、清水暁JICAベトナム事務所所長らの方々の出席を得て実施された。ロン大臣からは、長年の両国間の法整備の分野における協力関係の継続に対する謝意や新プロジェクト開始への喜びが、上川大臣からは、両国の関係の深化や新プロジェクトへの期待が述べられるなどした。

### 2 プロジェクト運営規則・要領（Operational Regulations and Guidelines。以下「ORG」という。）の策定、承認

その後、年明けから、最初のプロジェクト活動として、プロジェクト活動を進める際の基準等を定めるORG案の作成に着手し、プロジェクトにおいて検討を進めた。2021年4月、6つのカウンターパートが一同に集まる最初の機会となるキックオフミーティングを開催し、これを皮切りにORG案について日越間で協議を重ね、その後、同年9月に開催された第1回JCCにおいて、ORGの正式な承認に至った。

なお、現プロジェクトの第二段階での活動の中心となるワーキンググループ活動は、前プロジェクトで法曹三者による共同活動等に関与した一部のカウンターパートを除き、必ずしもなじみのあるものではなかったこと、新プロジェクトから新たにカウンターパートに加わった機関もあったことなどから、ORGでは、ワーキンググループの目的、設置、構成員、活動の進め方、活動内容等、具体的なワーキンググループ活動のルールを中心に定めることとしたほか、新たな課題の提案に関するプラットフォームである前記ハイレベルフォーラムの具体的な開催手順を定めるなどした。

### 3 最優先課題の選定

(1) 各カウンターパートとの間では、前記キックオフミーティング以降、最優先課題の選定に関する協議が並行して進められた。最優先課題の選定については、その間

のベトナムのコロナ情勢の推移も踏まえつつ、2022年3月に開催する第2回JCCにおける承認が目指されたが、同年2月半ば以降のハノイ市内での急激なコロナ情勢の悪化の影響を受け、同年3月の時点で、OOG、SPC、SPP、VBFの4つのカウンターパートについてはそれぞれ事実上の合意に達した一方、CIAC及びMOJについては、なお関係者間での検討と協議が必要な状況と認められた。そのため、同月に開催された第2回JCCにおいては、最優先課題の承認が可能なカウンターパートについて個別に承認を行う対応も検討されるなどしたが、ベトナム側から全てのカウンターパートを同時に承認したいとする強い意向が示され、最終的に、4月以降の早期に次回（第3回）のJCCを開催するとともに、同JCCにおいて全カウンターパートの最優先課題や活動計画等を承認することで合意し、同方針の下で速やかに活動を進めていくこととなった。

(2) なお、同年3月末時点での各カウンターパートにおける最優先課題案は、以下のとおりである<sup>8</sup>。

#### ア OOG

OOGの最優先課題としては、「OOGにおける法規範文書草案の審査の質及び能力の向上」が柱とされる予定である。OOGは、多くの個別の法案を審査する業務を担っていることから、それらをOOGにおける審査過程に関する調査、原因分析等の具体例として位置付け、そうした課題を集積することを通じて、OOGにおける審査手続全体に共通する課題の分析、解決策の提案や、職員の審査能力向上に向けた活動に活かしていくことを想定している。

#### イ SPC

SPCの最優先課題としては、「人民裁判所の審理における判例の発展（判決書の作成、判例の選定及び活用等）」と「裁判所における調停・対話法の効果・効率性の向上」が柱とされる予定である。判例の発展はベトナムの司法分野における継続的かつ重要な課題の一つであるところ、過去のプロジェクトにおける判決書の作成に関する支援の知見が活かされることも期待される。

#### ウ SPP

SPPの最優先課題としては、「人民検察院の組織改革」と「検察官の実務能力の向上」が柱とされる予定である。これらは、前記48号、49号決議に基づくSPPにおける方針を2021年以降も実質的に継続するものといえる。特に前者に関しては、現在、SPPにおいて、人民検察院の地位、役割、機能、義務、組織、運用の刷新を目的として、独自に「2021年から2030年までのベトナム社会主義法治国家における人民検察院プロジェクト」が実施されており、同プロジェクトの推移を踏まえながらこれを進めていく必要がある。

<sup>8</sup> その後、2022年4月28日、第3回JCCが開催され、いずれのカウンターパートについても、各記載のとおり最優先課題とともに、これに基づくワーキンググループや本年の活動計画が承認された。

## エ V B F

V B F の最優先課題としては、「弁護士会の組織強化」と「弁護士の育成強化」が柱とされる予定である。具体的な活動としては、前者については、弁護士会の広報の強化、V B F と地方弁護士会の関係の強化等が、後者については、デジタルトランスフォーメーションに対応した弁護活動の強化、オンラインを活用した弁護士研修の強化等が検討されている。

## オ C I A C

C I A C の最優先課題としては、その主要な役割の一つである「汚職の予防・防止」が柱とされる予定である。また、新方針に関する党内における助言も主な職務とすることから、これに加えて、「2045年を見据えた2030年までのベトナム社会主義法治国家の構築、完備に向けた戦略決議の実施」を柱の一つに加えることも検討されている。

## カ M O J

M O J の最優先課題としては、「法整備の執行の質及び効率性の向上」と「法執行の質及び効率性の向上」が柱とされる予定である。前者については、前プロジェクトでも進められてきた法規範文書の不統一、不整合等に関する実情調査の結果に基づき、その解決策に向けた検討を、後者については、これまでの法施行監視活動の結果等に基づき、法の適切な施行に向けた問題点を整理し、その解決策を検討することなどが想定されている。

### 4 緊急の必要性の高い活動（例外活動）の実施

このほか、各カウンターパートや部局における緊急の必要性の高い活動の実施についてのベトナム側の強い要望を踏まえ、前記O R G で定めた要件に従い、各カウンターパートにおける例外活動を複数実施した。

### 5 プロジェクトオフィス内の資料の整理

ベトナムでは、過去約25年にわたるプロジェクト活動によって多くの知見が蓄積されてきた反面、その過程で作成された資料がプロジェクトオフィス内でも未整理のままとなっていた。そこで、これらの資料を整理するとともに、有用なものを2年目以降のワーキンググループ活動で活用できるようにすることを目指し、プロジェクトオフィス内に存在した紙媒体（約8,000点）と電子データファイル（約2万点）の資料について、いずれも目録の形でエクセルデータで一覧表化し、キーワードで検索できるようにした。また、紙媒体の資料は保管棚と紐付け、電子データについてはリンクを明示するなどして、当該資料に容易にアクセスすることができるようにした。データの精度、利便性の向上のためには、引き続き関連作業を継続していく余地があるが、まずは、一覧化の上、検索可能な状態に整理できたことで、今後の資料の活用に向けた効果的なツールの基盤が整ったものと思われる。

## 第5 終わりに

新プロジェクトは、前記のとおり、その策定段階及び第一段階を通じて、新型コロナウイルス感染拡大のタイミングと重なった。特に、2021年7月下旬から同年9月下旬までは、罰則を伴う外出制限が課されるなど、ハノイ市内での厳格な社会隔離措置が実施されたほか、2022年2月中旬から3月中旬にかけては、ハノイ市内の陽性者数が一日当たり3万人を超え、各カウンターパートやプロジェクトオフィス内でも多数の陽性者が発生するに至るなど、この間のコロナ情勢やこれに伴う規制は、現地のプロジェクト活動にも少なからぬ影響を生じさせた。こうした中であっても、プロジェクト活動を一步ずつ前に進めることができたのは、関係者の皆様の支えがあったからにほかならない。この間、関係者の皆様にいただいた多くのご支援に改めて心から感謝申し上げるとともに、今後、第二段階での活動が本格的に開始されていくに当たって、引き続き、プロジェクトに対する温かいご支援とご協力をお願い申し上げたい。

# Project Design Matrix 【日本語版】

Version 1  
Dated ●●●●●●●●●●

案件名：法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト  
 実施機関：司法省、共産党中央内政委員会、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、及びベトナム弁護士連合会  
 ターゲットグループ：司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の法律実務家、司法関係職員  
 プロジェクト期間：2021年1月1日～2025年12月31日（5年間）  
 プロジェクトサイト：ベトナム（主にハノイ）

Overall Goal	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
<p><b>Project Purpose</b></p> <p>法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。</p>		<p>ベトナム政府によって取りまとめられた新たな法・司法制度改革の項目のうち、国家の国際競争力に関連する項目について改革が進展する。</p>		ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法、司法改革にかかる新たな方針が発表される。		
<p><b>Outputs</b></p> <p>成果 1：ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法・司法改革にかかる新たな方針（以下「新方針」）が策定され、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保し、政府による法規範の負担が軽減することにも、法の執行における効率性が向上する観点から、特定された優先課題に基づき選定された最優先課題の解決策を検討するワーキンググループが設置される。</p> <p>成果 2：「新方針」の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規範の負担が軽減することにも、法の執行における効率性が向上する観点から、最優先課題に関する具体的な解決策が提案される。</p>	<p><b>Activities</b></p> <p>(1-1) カウンタートーパート機関（MOJ、共産党中央内政委員会、OOG、SPC、SPP、VBF）及び JICA は、各カウンタートーパート機関に共通して適用されるプロジェクト運営規則・要領を策定し、プロジェクト開始後6か月以内に開催される第1回合同調整委員会でこれを承認する。</p> <p>(1-2) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と JICA 専門家を含む日本側の専門家（以下「日本側専門家」）の協力の下、共産党中央委員会政治局 2005 年第 48 号、第 49 号決議（以下「第 48 号・第 49 号決議」）の総括の結果、未達成であるとされた各機関の課題を確認する。</p> <p>(1-3) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日越双方がこのプロジェクトに投入可能な資源を考慮した上で、(1-3) で特定された優先課題の中から、法・司法分野におけるこれまでの協力のよき蓄積された知見を十分に活用することによって、カウンタートーパート機関が優先課題に対する解決策を研究し、提案することが可能と認められるテーマを最優先課題として選定する。</p> <p>(1-4) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェクト・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、(1-4) で選定された最優先課題に対する解決策を研究・提案するため、個々の最優先課題の内容及び性質に応じて、いずれかのカウンタートーパート機関を幹事機関とする個別のワーキンググループを、プロジェクト運営規則・要領に従って設置する。</p>	<p><b>Inputs</b></p> <p>The Japanese Side</p> <p>(1) Long-term Experts (Chief Advisor (Prosecutor), Attorney-at-law, Civil Affairs, Project Coordinator (subject to change))</p> <p>(2) Dispatch of JICA Mission (Experts in Japan)</p> <p>(3) Trainings in Japan</p> <p>(4) Part of Project activity cost</p> <p>(5) Conference rooms in Japan for seminars and workshops</p>	<p>The Vietnamese Side</p> <p>(1) Counterpart Personnel</p> <p>- Project Director</p> <p>- Project Manager</p> <p>- Representatives of the Working Groups</p> <p>- Personnel</p> <p>(2) Facilities and Equipment</p> <p>- Conference rooms for seminars and workshops to be held at the offices of the implementing partners</p> <p>- Office equipment for project implementation and communication and coordination expenses</p>	<p><b>Important Assumption</b></p> <p>・実施機関に大きな組織改編が生じない。          ・実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。</p> <p>Pre-Conditions</p> <p>・2020 年を目標とする法・司法改革戦略の総括結果がベトナム政府より共有される。          ・選出されたワーキンググループメンバーが積極的にプロジェクト活動に参加することが約束される。</p>		



<p>(2-1) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、自らが担当する最優先課題について研究し、その解決策を提案するに至るまでの各ワーキンググループの活動計画を策定する。</p>	<p>(2-1) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、自らが担当する最優先課題について研究し、その解決策を提案するに至るまでの各ワーキンググループの活動計画を策定する。</p>
<p>(2-2) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェク・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日本側専門家から、過去の日越間における法・司法分野での協力活動の過程で蓄積された各種資料の中から、法規制の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減することともに、法の執行における効率性が向上するという観点から有用と認められる資料を選別し、これを各ワーキンググループに提供する。</p>	<p>(2-2) カウンタートーパート機関は、各機関のプロジェク・マネージャーの監督と日本側専門家の協力の下、日本側専門家から、過去の日越間における法・司法分野での協力活動の過程で蓄積された各種資料の中から、法規制の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減することともに、法の執行における効率性が向上するという観点から有用と認められる資料を選別し、これを各ワーキンググループに提供する。</p>
<p>(2-3) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、(2-1)で策定した各ワーキンググループの活動計画に基づき活動を行い、最優先課題について研究・討議し、解決策についての具体的な提案を書面にまとめる。この協議において、日本側専門家は討議内容の取りまとめ等を行うとともに、必要に応じて日本の知見、経験、情報等を提供する。</p>	<p>(2-3) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、(2-1)で策定した各ワーキンググループの活動計画に基づき活動を行い、最優先課題について研究・討議し、解決策についての具体的な提案を書面にまとめる。この協議において、日本側専門家は討議内容の取りまとめ等を行うとともに、必要に応じて日本の知見、経験、情報等を提供する。</p>
<p>(2-4) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、プロジェクト運営規則・要領に則り、日越双方の合意を得たうえで、担当する特定の最優先課題につき、下記の条件の下に、社会調査、セミナー又はワークショップを実施する：(i) 日本側専門家も交えた当該ワーキンググループによる検討の結果、当該最優先課題の研究及びその解決策の具体的な提案のとりまとめを行うためには、社会調査、セミナーまたはワークショップによる情報収集が不可欠であると判断されること、(ii) 幹事機関独自の実施等の他の代替手段がないこと、(iii) その実施がワーキンググループ構成員および日本側専門家に過大な業務負担をもたらさないこと。</p>	<p>(2-4) 各ワーキンググループは、日本側専門家の協力の下、プロジェクト運営規則・要領に則り、日越双方の合意を得たうえで、担当する特定の最優先課題につき、下記の条件の下に、社会調査、セミナー又はワークショップを実施する：(i) 日本側専門家も交えた当該ワーキンググループによる検討の結果、当該最優先課題の研究及びその解決策の具体的な提案のとりまとめを行うためには、社会調査、セミナーまたはワークショップによる情報収集が不可欠であると判断されること、(ii) 幹事機関独自の実施等の他の代替手段がないこと、(iii) その実施がワーキンググループ構成員および日本側専門家に過大な業務負担をもたらさないこと。</p>
<p>(2-5) 日本側専門家は、プロジェクト運営規則・要領に則り、活動1-3で特定された優先課題のなかで、カウンタートーパート機関が直面する、緊急性が高く、必要不可欠と判断され、かつプロジェクトの中心的な活動との関連性のある課題について、カウンタートーパート機関が詳細年間活動計画に含め、合同調整委員会での承認を受けた場合に限り、参考となる資料提供等（セミナー等含む）、適切な方法による支援をカウンタートーパート機関に対して行う。</p>	<p>(2-5) 日本側専門家は、プロジェクト運営規則・要領に則り、活動1-3で特定された優先課題のなかで、カウンタートーパート機関が直面する、緊急性が高く、必要不可欠と判断され、かつプロジェクトの中心的な活動との関連性のある課題について、カウンタートーパート機関が詳細年間活動計画に含め、合同調整委員会での承認を受けた場合に限り、参考となる資料提供等（セミナー等含む）、適切な方法による支援をカウンタートーパート機関に対して行う。</p>
<p>(2-6) カウンタートーパート機関は、日本側専門家及びその他日本側関係機関・関係者の協力の下、各ワーキンググループにより研究・討議される最優先課題またはその関連課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルで協議することを目的とし、プロジェクト運営規則・要領に従ってハイレベルフォーラムを開催する。ハイレベルフォーラムでは、参加者は各ワーキンググループから活動の結果報告もしくは進捗状況中間報告を受けた検討を行う。</p>	<p>(2-6) カウンタートーパート機関は、日本側専門家及びその他日本側関係機関・関係者の協力の下、各ワーキンググループにより研究・討議される最優先課題またはその関連課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルで協議することを目的とし、プロジェクト運営規則・要領に従ってハイレベルフォーラムを開催する。ハイレベルフォーラムでは、参加者は各ワーキンググループから活動の結果報告もしくは進捗状況中間報告を受けた検討を行う。</p>
<p>(2-7) カウンタートーパート機関及びJICAは、日越間の法・司法分野における協力の下で、プロジェクトの活動状況を随時日本側の法・司法関係機関に情報共有することにより、幅広い日越の法・司法関係機関の間の連携を促進する。</p>	<p>(2-7) カウンタートーパート機関及びJICAは、日越間の法・司法分野における協力の下で、プロジェクトの活動状況を随時日本側の法・司法関係機関に情報共有することにより、幅広い日越の法・司法関係機関の間の連携を促進する。</p>

